

マッチング商談会 募集要項

1 目的

高梁川流域圏の地域資源となる特産品を有する事業者の販路開拓・拡大を支援するため、関西圏で小売業や卸売業を展開するバイヤーとの「マッチング商談会」を実施します。

2 実施主体

倉敷市・公益財団法人岡山県産業振興財団

3 募集の概要

(1) マッチング商談会

- ・実施日時 令和7年2月18日（火）11：00～15：45
- ・実施場所 大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 6号室（大阪市北区角田町8番1号） ※待機室は同フロアの7号室です。
- ・商談方式 事前マッチング個別商談（1商談あたり25分程度）
- ・募集事業者数 15者程度
- ・参加費 無料

(2) 参加バイヤー

- ・4社※各バイヤーの求める商材については別紙1のとおり

4 応募資格

高梁川流域圏で生産・製造された商品（食品・加工品・雑貨等）を有し、積極的に関西圏等での販路開拓を目指す中小企業等で、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 高梁川流域圏に本社又は主たる事業所を有すること。

※高梁川流域圏・・・倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市

(2) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

(5) ①食品表示法、②食品衛生法、③JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、④農薬取締法、⑤健康増進法、⑥医薬品医療機器等法、⑦景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、⑧計量法等及びJIS規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。

※雑貨事業者については⑦～⑧のみ

- (6) 厚生労働省が掲げるHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。※食品・加工品事業者のみ
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (9) 特別なノウハウや秘密事項については、自社で予め法的保護を行うこと。

5 申込期限等

- (1) 申込期限
令和7年1月17日（金）17時必着
- (2) 提出書類
 - ①参加申込書
 - ②FCP展示会・商談会シート（食品・加工品）、展示会・商談会シート（雑貨）
 - ③会社概要（企業のパンフレット等・PDF可）※①及び②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。→https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/3411.html
- (3) 提出形式
データ（Word、Excel、PDF等）
- (4) 提出先
公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課
- (5) 提出方法
Eメール（shinfo@optic.or.jp）

6 注意事項

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 参加者には、当日及び事後アンケートを実施します。ご協力をお願いします。
- (3) 参加者は、スムーズな事業実施のため、事務局の指示に必ず従ってください。
- (4) 参加者が損害を被った場合、その損害については参加事業者の負担となります。
- (5) 特別なノウハウや秘密事項については、参加者自身であらかじめ法的保護を行うなどの対策を講じてください。
- (6) 商談のマッチングについてはバイヤー希望を優先しますので、申込みいただいても商談が設定できない場合もあります。

7 申し込み先・問い合わせ先（受託者）

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課（赤木、大村）
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山）
電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp